

一般社団法人岐阜県知的障害者支援協会運営規程

第1章 名称及び事務局

第1条 当法人は一般社団法人岐阜県知的障害者支援協会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市下奈良2-2-1に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 当法人は、岐阜県下の知的障害児者の福祉の増進と会員施設等の資質の向上を図ることを目的とする。

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 知的障害児者福祉に関する調査研究事業
- (2) 施設等の経営、運営に関する調査研究事業
- (3) 施設職員等の研究・研修による育成
- (4) 知的障害児者福祉の社会啓発及び広報事業
- (5) 関係機関・団体との連携及び連絡調整事業
- (6) 会員相互間の情報・親睦及び顕彰事業
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び役員

第5条 当法人の会員は次のとおりとし、正社員を持って社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した知的障害児者福祉に関する施設、事業所、団体の施設長等当該施設を代表する職員
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した施設、事業所、団体の施設長等が所属する施設等職員及びこの法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第6条 当法人に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 会長（代表理事） | 1名 |
| (2) 副会長（副代表理事） | 3名 |
| (3) 理事 | 5名以上20名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |

第7条 理事及び監事は社員総会にて選任とするが、施設・事業種別部会分科会選出理事及び、事務主任者会、支援主任者会より各1名、各専門委員会より1名選出する他、会長が推薦し、理事会の承認を得て指名するものを若干名選出できることとする。

- 2 会長及び副会長は理事会にて理事による選定とする。

第8条 施設・事業種別部会分科会及びその他の役員等の選出は次の通りとする

- (1) 施設・事業種別部会分科会選出理事（分科会長）は、種別部会分科会に属する各施設・事業所の長の中から選出し、理事会の承認を得る。
- (2) 事務主任者会選出理事（事務主任者会長）は事務主任者会で選出し、理事会の承認を得る。
- (3) 支援主任者会選出理事（支援主任者会長）は支援主任者会で選出し、理事会の承認を得る。
- (4) 専門委員会選出理事（委員長）は会長が指名し、理事会の承認を得る。なお、副委員長及び委員は支援主任者会で選出してこれに充てる。
- (5) 事務局長は会長が指名し、理事会の承認を得る。
- (6) 事務局員は必要に応じて置くことができ、理事会の承認を得る。
- (7) 特別事業委員会を設置する場合は、副会長1名が委員長となり委員会を構成し、理事会の承認を得る

第9条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。また特別事業委員会を統括する。
- (3) 施設等長会会長は、理事会会長を、副会長は理事会副会長を兼務する。
- (4) 施設・事業種別部会分科会長は、分科会活動を統括し、副分科会長はこれを補佐する。
- (5) 専門委員会委員長は、委員会活動を統括し、副委員長はこれを補佐する。
- (6) 事務主任者会会長は、事務職の代表として、会の活動に関与する。
- (7) 支援主任者会会長は、支援スタッフの代表として、会の活動に関与する。
- (8) 監事は、会を監督し会計を監査する。
- (9) 事務局長は、当法人の事務及び会計を行う。
- (10) 事務局員は、事務局長の指示を受け事務及び会計を行う。

第10条 役員、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 機 関

第11条 当法人の事業を推進するために次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会
- (3) 三役会
- (4) 施設等長会
- (5) 施設・事業種別部会分科会
- (6) 専門委員会
- (7) 事務主任者会
- (8) 支援主任者会
- (9) 特別事業委員会

第12条 各機関の構成及び役割は次の通りとする。

- (1) 社員総会は、事業計画・予算及び事業報告・決算の承認議決及び役員会決議事項の報告を受ける。
- (2) 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、当会業務の重要事項を協議する。
但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事会が先決し、これを理事会に報告する。
- (3) 三役会は、会長、副会長、事務局長で構成し、緊急を要する重要事項を協議する。
- (4) 施設等長会は当会事業を遂行する上で重要な事項について審議し、審議結果を会長或いは理事会に具申する。
- (5) 施設・事業種別部会分科会は、それぞれの施設・事業種別の利用者の生活向上と職員の支援資質の向上をはかる為の活動を行う。

部会は次の通りとする。

- ア. 児童発達支援部会
 - ・障害児入所支援分科会
 - ・障害児通所支援分科会
- イ. 障害者支援施設部会
 - ・障害者支援施設等分科会
- ウ. 日中活動支援部会
 - ・生活介護分科会
 - ・自立訓練等分科会
- エ. 生産活動・就労支援部会
 - ・就労継続支援 B 型分科会
 - ・就労継続支援 A 型等（就労移行支援）分科会
- オ. 地域支援部会
 - ・共同生活介護・共同生活援助等分科会
 - ・居宅介護等分科会
- カ. 相談支援部会
 - ・相談支援事業等（障害者就業・生活支援センター）分科会

- (6) 専門委員会は本会事業を推進するために専門分野毎に設け、具体的に事業活動を行う。

委員会は次の通りとする。

- ア. 研修委員会
- イ. 広報委員会
- ウ. 調査研究委員会
- エ. 行事委員会

- (7) 事務主任者会は、施設・事業経営に関わる事務経理全般の情報収集及び研修・研究活動を行う。
- (8) 支援主任者会は、福祉サービス現場における支援の質の向上に努めるとともに、支援現場の課題等の研究討議や必要な調査研究などの活動を行う。
また、各専門委員会及び特別事業委員会の事業活動を遂行する任に当たる。

- (9) 特別事業委員会は障害者スポーツ委員会の他、必要に応じて設置し事業を推進する。
- (10) 本会会員は社員総会にて、事業計画・予算及び事業報告・決算報告及び役員決議事項の報告を受けるとともに、当法人事業活動に意見を述べることができる。

第5章 会議

- 第13条 社員総会は毎年1回以上開催し、会長が議長となる。
- 第14条 理事会は必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
- 第15条 三役会は緊急を要す事項等で重要案件について必要が生じたときに開催する。
- 第16条 施設等長会は必要に応じ会長が招集する。
- 第17条 施設・事業種別部会分科会は必要に応じて部会分科会長が招集する。
- 第18条 専門委員会は必要に応じて委員会が招集する。
- 第19条 事務主任者会、支援主任者会は必要に応じて各々会長が招集する。
- 第20条 総ての会議の議決は出席すべき人員の過半数が出席し、多数決によって行う。

第6章 会計

- 第21条 当法人の経費は次の通りとする。
 - (1) 正会員会費（正会員が所属する施設等の団体会費）
 - (2) 賛助会員会費（正会員が所属する施設等の職員個人会費、及び賛助する個人、団体会費）
 - (3) 補助金
 - (4) 寄付金
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 2 正会員会費、賛助会員会費の額は、役員会において決定し社員総会の承認を得る。
- 3 前項に定める額については、別表に定める。

第22条 当法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規定の改正

第23条 本規定は役員会の議決を経て改正することができる。

第8章 雑 則

第24条 当法人に顧問。相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は役員会の承認を経て会長が委嘱する。

第25条 この規程に定める他のものについて必要な事項は、役員会の承認により会長が別に決める。

附則

この規程は平成26年4月1日よりこれを実施する。

この規程は平成31年4月1日よりこれを実施する。